

## **[事案 26-115] 損害賠償請求**

・平成 27 年 7 月 9 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人から誤った説明があり、契約を継続してしまったことを理由に、既払込保険料に対する利息の付加または損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 18 年 11 月に契約したがん保険、医療保険、生活習慣病保険について、以下の理由により、平成 19 年 1 月以降のがん保険の既払込保険料に対する遅延損害金と、平成 19 年 1 月の時点で請求可能なはずであった、医療保険の給付金に対する遅延損害金と慰謝料を払ってほしい。

- (1)平成 19 年 1 月にがんによる契約の無効が決定されていれば、以降の保険料は支払わずに済んだ。
- (2)平成 19 年 1 月に医療保険の入院給付金を請求していれば受け取れた。
- (3)平成 19 年 1 月に募集人およびスタッフに、がんの罹患を伝えたが、請求の差止めを受けたことの実事調査が不十分である。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)がん保険および生活習慣病保険の約款上、がん無効の場合に、既払込保険料に対する遅延損害金を支払うとの規定はない。また、既払込保険料の返還は、期限の定めのない債務として、申立人からの請求があったときに遅滞の効果が生じると判断され、平成 26 年 8 月に申立人の了解を得て、平成 26 年 9 月に既払込保険料を返還し、遅延は発生していない。
- (2)当社が、申立人に対して、医療保険の給付金請求を違法に妨げた事実はない。
- (3)当社は、十分に社内にて事実調査を行った結果を踏まえて、書面および面談等により、誠実に重ねて回答結果を報告している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の具体的な主張の確認および給付金請求時の募集人の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求はいずれも認めることができないが、結果的に保障に寄与することのない保険料を 7 年間以上も支払い続けてきたことおよび紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。